

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律

(平成一八年四月二八日法律第三五号)

一、提案理由(平成一八年四月五日・衆議院財務金融委員会)

谷垣国務大臣 ただいま議題となりました国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本法律案は、最近における国有財産行政をめぐる状況の変化に対応する等の見地から、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、民間利用の促進等のための行政財産の貸付対象の拡大、国有地の売却を容易にするための交換制度の拡充、庁舎等の使用についての必要な調整及び実地監査等の規定の整備、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等の整備のための新たな仕組みの導入等の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国有財産の有効活用を促進するための措置として、借り受け庁舎等を財務大臣が行う使用調整及び実地監査の対象に追加するとともに、庁舎等のうち床面積または敷地の余裕部分等について、国以外の者に貸し付けること等ができることとしております。

第二に、国有財産の売却を促進するための措置として、普通財産の円滑な売り払いのために、当該普通財産の隣接地またはその上に存する借地権との交換を行うことができることとしております。

第三に、庁舎等の効率的な整備を推進するための措置として、使用調整等の結果不用となる庁舎等の処分収入を活用した地震防災機能の発揮のための庁舎等の整備を特定国有財産整備計画の対象に追加するとともに、一般会計から特定国有財産整備特別会計への繰り入れ規定を廃止し、同特別会計から一般会計への繰り入れ規定を創設することとしております。また、国が行政財産である土地とその隣接地の上に国以外の者と一棟の建物を区分して所有する場合について、当該土地を貸付対象に追加するとともに、国有地の貸し付けに際して定期借地権の設定が可能となるよう貸付期間の特例を設けることとしております。

第四に、国有財産行政における効率性の視点の明確化のための措置として、国有財産の管理及び処分について、効率的な運用を含めた原則を規定するとともに、財務大臣による国有財産の総括においても、各省各庁の長に対し、同原則にのっとりた効率的な運用を求めることを明確にすることとしております。

そのほか、公園等の用途廃止等及び皇室用財産の寄附等による取得に際しての国会議決を必要とする金額基準を引き上げることとするなど、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告（平成一八年四月一三日）

小野晋也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国有財産の一層の効率的な活用と売却を推進するため、国有財産制度について所要の改正を行うものであります。

その主な内容は、

国有財産の民間利用を促進するため、行政財産の貸付対象を庁舎等の床面積の余裕部分等に拡大すること、

不整形地等売却困難な土地等の売却を容易にするため、新たな交換制度を導入すること、

国有財産の有効活用を促進するため、借り受け庁舎等を財務大臣が行う使用調整及び実地監査の対象に追加すること、

庁舎等の効率的な整備を推進し、地震防災機能を高めるため、庁舎等の整備のための新たな仕組みを導入すること

等の措置を講ずることとしております。

さらに、一般会計から特定国有財産整備特別会計への繰り入れ規定の廃止、同特別会計から一般会計への繰り入れ規定の新設を行うこととしております。

本案は、去る四月三日当委員会に付託され、五日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨十二日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月一三日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 現下の極めて厳しい国の財政事情に鑑み、国にとって真に不用な国有財産については、売却などその有効活用に努めること。また、国が使用する必要のある国有財産については、財務大臣による監査及び使用調整を責任を持って実施するとともに、民間の視点を積極的に取り入れ、P F Iなど一層の効率的な活用に努めること。
- 二 国家公務員宿舎については、真に必要な宿舎需要に限定し、合同宿舎化等により効率的に整備を推進すること。特に、東京二十三区内の宿舎については、都市再生や土地の高度利用等の観点から、その移転・跡地有効活用を促進すること。
- 三 国有財産の有効活用又は売却促進に資するため、貸付けを行う国の庁舎等の床面積の余裕部分の状況や売却可能なすべての未利用国有地に関する情報を適時に更新するなど、国民のニーズにより即応した情報を迅速に提供するよう努めること。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一八年四月二一日）

池口修次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、民間利用の促進等のための行政財産の貸付対象の拡大、国有地の売却を容易にするための交換制度の拡充、庁舎等の使用についての必要な調整及び実地監査等の規定の整備、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等の整備のための新たな仕組みの導入等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国有財産の有効活用の在り方、国家公務員宿舎の移転・売却の見通しと民間借受けとのコスト比較、国の財務書類と国民経済計算との関係等についての質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月二〇日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 現下の極めて厳しい国の財政事情にかんがみ、国以外が使用した方が適していると考えられる国有財産については、売却などその有効活用に努めるとともに、国が使用する必要のある国有財産については、財務大臣による監査及び使用調整を責任を持って実施し、民間の視点を積極的に取り入れつつ、P F I など一層の効率的な活用に努めること。また、地震防災上の観点から、耐震性能を確保した合同庁舎等の効率的な整備に努めること。
- 一 国家公務員宿舎については、真に必要な宿舎需要に限定し、合同宿舎化等により効率的に整備を推進すること。特に、東京二十三区内の宿舎については、都市再生や土地の高度利用等の観点から、その移転・跡地有効活用を促進すること。
- 一 国有財産の有効活用又は売却促進に資するため、貸付けを行う国の庁舎等の床面積の余裕部分の状況及び公募手続を広く公表するとともに、売却可能なすべての未利用国有地に関する情報を適時に更新するなど、国民のニーズにより即応した情報を迅速に提供するよう努めること。

右決議する。